

多文化主義と〈新〉植民地主義

西川長夫

1

多文化主義のいわば発祥の地とも言うべきカナダから来日されて、2年前に新設された立命館大学の先端総合学術研究科で教えておられる Dumouchel 教授のイニシアティブのもとに多文化主義にかんする国際シンポジウムが開かれることは、長年このテーマに関心をもってきた同じ研究科の同僚として、また Dumouchel 教授の専任校であるモントリオール大学で客員教授としてカナダの学生たちと接する幸運をえた者として（もう20年も昔のことですがその時の体験が多文化主義について考えるきっかけになりました）大きな喜びであり、はじめに Dumouchel 教授にお礼を申し上げたいと思います。

立命館大学における多文化主義研究は先端的とは言えないまでも、かなり際立っているのではないかと思います。特に1989年に国際言語文化研究所が設立されて以来、多文化主義研究はこの研究所の主要なテーマの一つとなり、さまざまな共同研究の他に、毎年このテーマにかかわるシンポジウムや連続講座が行われており、その関心の範囲も、カナダやオーストラリアをはじめ、ヨーロッパ、アジア、アフリカ、ラテンアメリカ、等々に及んでいます。そのことは研究所から年4回発行されている紀要「立命館言語文化研究」の内容や、研究所の成果をまとめて出版された何冊かの書物をごらんになれば納得していただけるのではないかと思います¹⁾。

これから私の話すことは、もちろん私自身の意見であり私が責任を負うべきことですが、その多くは研究所における共同作業の過程で考えたことの要約であり、共同研究の成果に多くを負っていることを初めにお断りしておきたいと思います。今日は皆様のさまざまな意見や批判をうかがうことによって、多文化主義にかんする私のかなり独断的な見解が修正され、新しい視野がひらけることを願っております。

本題に入る前に、多文化主義にかんして議論を進めるに当たって必要と思われる三つの前提を出しておきたいと思います。

第一に、多文化主義はいまだ形成過程にある歴史的概念であって、さまざまな変化や発展の可能性を含んでおり、現在の時点で厳密な定義を与えることはできないし、仮に厳密な定義を与えたとしても、それはおそらく歴史によって裏切られるであろう。

第二に、英語の辞典に記されている多文化主義の二重の語義（ある集団や共同体の中に複数の文化が共存している状態、そのような多文化共存の状態を好ましいと考え、積極的にその共存の推進を図ろうとする政策や思想的立場）は、現在われわれが多文化主義について考える場合にきわめて示唆的である。私はここで多文化主義の「理念」以前に多文化共存という「現状」が存在していた（おそらく人類の歴史が始まって以来）ことを強調しておきたい。

理念や政策はある特別の歴史的な状況のなかで浮上してくるのであるが(であるとすれば当然その歴史的条件はなにかという問いが出されるはずです),住民の生活の中で部分的であるにせよ実現している多文化共存の「現状」は、「理念」や政策とは必ずしも一致していない。われわれが「現実」について語る際にはこのギャップを忘れてはならないし、「理念」の先走りを用心してむしろ「現状」のなかから可能性を見出すように心掛ける必要があるだろう。日本では、multiculturalismが多文化主義と訳された結果、「理念」のみが強調される傾向があるので、このことは注意する必要がある。

第三に、多文化主義の意味やイメージはそれを見る立場によって、大きく時には根本的に異なってくるだろう。例えば、日本とアメリカ、あるいは日本とカナダやオーストラリアでは大きく異なるし、東アジアや東南アジア、アフリカ、ラテンアメリカでも異なる。ヨーロッパと英語圏、ましてやイスラム語圏とは同一ではありえない。同じ一つの国でも、階層や出自、^{エスニック}民族的な多数派と少数派によっても異なるだろう。このことは多文化主義の未来と可能性に深くかかわっており、今日のわれわれの共通テーマ「多文化主義とアジアのナショナリズム」や私自身のテーマ「多文化主義と新植民主義」にも深くかかわっています。多文化主義にかんする議論は、これまではその輸出国である英語圏(アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア)からのものが圧倒的に多く、輸入国からの議論は少なかった。日本の場合、英語圏(あるいはせいぜいヨーロッパ)の議論の紹介かそれをベースにした議論が大半です。だが輸入国あるいはそれを押しつけられた側に立って議論を始めれば、多文化主義の様相は一変するのではないのでしょうか。私はつねづねアジアの観点から多文化主義を論じる必要性を強調してきました(例えば「多言語・多文化主義をアジアから問う」『20世紀をいかに越えるか』所収)。今日このようなテーマが取り上げられたことにも改めて感謝したいと思います。

2

多文化主義 multiculturalism という用語の出現は1965年とされていますから、その歴史は新しい。私の学生時代にはまだこの語は存在せず、したがって多文化主義について論文やレポートを書くことはありえなかった。1970年代になってこの用語とそれにかんする言説が日本でもひろがり始めたとき、多文化主義は一般に、時代の動きを先取りする新しい歴史的な実験として注目され、歓迎されたのではないかと思います。

多文化主義の誕生をめぐる感動的な物語、多文化主義のいわば建国神話が存在します。例えば1971年10月8日のトルドー首相の多文化主義宣言とも言うべき議会における演説。トルドーはそこで、二言語主義の枠内における多文化主義政策がカナダ人の文化的自由を保障する最も適切な方法であることを認め、そのような個々人の多様なアイデンティティにもとづく「国家的統合」が万人にとっての公正な社会を建設する際の土台となるべきことを述べています。ここで主役を演じているのはカナダの「建国の二民族」と呼ばれるイギリス系とフランス系の住民たちですが、しかし1民族1言語1文化を原則とする旧来の国民国家とは異なる国民統合の原則にもとづいた新しい国家の誕生の宣言でした。

1973年、カナダのほぼ2年後にウィットラム政権によって多文化主義宣言が行われたオース

トラリアの場合は一見事情は異なります。それは極端な人種差別であった白豪主義から多文化主義への急転換であり、それも「アジア化」という新しい方向を伴っていました。だが理念としてあるいは政策として提示された多文化主義の内容は、基本的には同じ方向を目指しているように思えます。それはオーストラリアが多文化社会であることを前提として認めたくて、社会的な正義と公正を追求し、多様性がつくりだす活力と独自のアイデンティティにもとづく新しいタイプの国家を生み出そうとするものでした（「多文化主義オーストラリアのための全国計画」1989年）。

だがこうした感動的な多文化主義の建国物語は、多くの建国神話がそうであるように、ある面においては建国の歴史的事実をむしろ覆い隠すものではないでしょうか。少なくともこれらの建国物語からは、1970年代の初頭というこの時期に多文化主義宣言が行われた真の理由を見出すことはできないし、またそれがどのような歴史的（世界史的）意味をもっているかを知ることできないと思います。多文化主義の建国神話が覆い隠している言葉の一つは「植民地」あるいは「植民主義」です。そして私は多文化主義の建国物語によって隠された歴史的事実を見出すための最も重要なキーワードは「植民地」だと思います。

そのことはある種の隠蔽がなければ、おそらく誰の目にも明らかな事実でしょう。じっさい多文化主義言説の三大輸出国、アメリカ（多文化主義を国是とはしていないが多文化主義の最先進国です）、カナダ、オーストラリアは、いずれも大英帝国の旧植民地であり、さまざまな地域からの移民のなかでもアングロサクソン（あるいはアングロ・ケルト、アングロ・ヨーロッパ）系の移民が最大のマジョリティーとして支配権を握っていた地域です。多文化主義を国是とすることは、後に述べるようにそれが脱植民主義が否かは問題ですが、少なくともそのような白人支配の終焉ではないとしても再編成を意味します。

植民地という観点は、先住民問題に新たな照明を投げかけます。先住民にとって植民地の問題はまだ終わっていないからです。私たちが『多文化主義・多言語主義の現在 - カナダ・オーストラリア・そして日本』という書物を編集したとき、私たちは先住民問題になるべく多くのページを割くことにしました。それまでの多文化主義言説にはその部分が欠けているように思われたからです。多文化主義政策は先住民を無視しているわけではありません。だが多文化主義政策は先住民をそのあるべき位置において、つまり先住民の側に立って先住民問題を考えていないと思います。多文化主義は先住民を他の移民たちと同じ民族集団として扱おうとする。だが先住民から見れば移民たちは彼らの土地を占拠している侵略者たちであり、「多文化共存による国民統合」は、侵略者に都合のよい欺瞞的なスローガンにすぎません。たしかにカナダの連邦政府は先住民に対して公式に謝罪し、オーストラリア政府は先住民に土地の一部を返還しました。だがそれでもなお、侵略者たちが今なおわれわれの土地にとどまっているのはいかなる権利においてなのか、という先住民の問いに答えてはいない。多文化主義は支配的な移民の側の論理であって先住民の側の論理ではありません。

多文化主義言説は一般に、未来を語ることによって過去の重要なある側面を隠蔽する傾向があります。政策としての多文化主義が提唱された真の理由は、彼らがそこに記されているような民族間の平等や正義や人道主義的な理想に突如目覚めたからではなく、旧来の国家のシステムがうまく機能しなくなったからでしょう。それには移民国家の内的な矛盾があったことは言

うまでもありませんが、国際的な状況の変化を無視することはできません。

私はここで1960年、アジア・アフリカ16カ国の国連加入に際して国連総会で採択された「植民地独立付与宣言」(Declaration on Independence to Colonial Countries and People)[43ヶ国共同提案]に改めて注目したい。これは独立を果たした旧植民地に独立後も根強く残存する植民地主義を批判し、民族の自決と植民地の真の独立を主張したものであり、現在「ポストコロニアル」という言葉で言われているものの最初の提言でした。カナダやオーストラリアの多文化主義宣言の背景には、その後も持続したこうした国際的な世論の高まりがありました。南アフリカのアパルトヘイト体制が維持できなかったように、オーストラリアの白豪主義も続けることはできなかったでしょう。カナダのイギリス系支配も同様です。

3

多文化主義政策の登場は、16世紀以来の植民地主義的な西欧の膨張が一定の限界に達したことで、そしてそのことは西欧中心的不是な新しい世界史像が求められていることを意味します。多文化主義言説はこのような事態にどう対しているのでしょうか。

私は今年度の前期、先端研の応用購読演習の時間に十数人の受講生といっしょに多文化主義にかんする文献を読みました。エイミー・ガットマン編の『マルチカルチュラルイズム』をテキストにして(そこにはチャールズ・テイラーをはじめマイケル・ウォルツァーやユルゲン・ハーバーマスなど7つの論考が収められています)、その他にキムリッカの『多文化主義時代の市民権』やアマルティア・センの『アイデンティティに先行する理性』など、20篇近い文章を並べて読んでゆくと、おのずと一つの傾向が現れてきます。語ることによって何が明らかにされ、何が隠されているのか？

まず(1)明らかにされたもの 中心的な課題の一つは、西欧に伝統的な「人権」中心のデモクラシーの概念に対して、マイノリティの側の文化=民族的価値をいかにたちあげ、あるいはいかに両立させるかという問題。もうひとつ重要なのは、国民国家的なアイデンティティに対して多文化主義的なアイデンティティ形成の問題。これは当然グローバル化の問題にかかわってきます。(2)隠されているものの代表例としては、植民地や先住民問題があります。多文化主義的言説が未来については雄弁であるが過去については口を閉ざす傾向にあることはすでに述べました。もっともテイラーは「承認をめぐる政治」のなかで多くのページを過去の記述にあてていますが、それはルソー、カント、ヘーゲル、等々といった西欧哲学史の過去であって西欧による植民地支配の過去ではありません。またしばしば言及されることによってその本質がかえって隠された問題として、女性差別やジェンダーの問題があります。この点にかんしてスーザン・ウルフは、女性のアイデンティティにとって望ましい「文化的伝統」などは存在しないし、問題はこのアイデンティティが抑圧や搾取のために利用されていることである、と女性の側から痛烈な批判を述べています。

多文化主義はマイノリティの権利を問題にするという点でリベラリズムの中でもラジカルな側面を代表しています。しかしこれらの言説を注意深く読んでいくと、彼らの言説が突如口を閉ざしてそれ以上は踏みこもうとしない地点があることが分かってきます。例えばキムリッカ

にとって、国民形成 nation-building はつねに民族的な多数派を中心に行われ、それは必ず少数派の「対抗的 competing 国民形成」を呼び起こす(したがって国民国家にとって民族紛争は不可避)ものとして主張されていますが、それでは国民国家の存在はどう考えるか、というところまでは議論を進めない。そこで引きかえしてしまう。もう一つのタブーは、経済的な「搾取」、つまり資本主義の問題です。彼らは一般に公正や社会的正義を唱えるが、マイノリティの貧困を生みだしている経済的条件や、ますます拡大してゆく国内あるいは国際的な格差を生みだす構造が問題になる地点で口を閉ざす。そうすることによって何とかリベラリズムの枠内に止まっているような印象を受けました。

時間的な距離を置いて見ると明らかになることがあります。現在、私は多文化主義はグローバル化に対する初期の対応ではなかったかと考えています。グローバリゼーションの定義はさまざまですが、私は長期、中期、短期にわたる三重の複合的なグローバル化の流れを考えています。第1は、人類史のはじめから現在に至る長期のグローバル化。第2は、コロンブスのアメリカ「発見」(1492)に象徴されるような西欧の膨張と植民地支配が始まる大航海時代以後の中期のグローバル化。第3は、現在われわれは直面しているいわゆるグローバリゼーションで、私はその起点を1960年代に置いて考えています。多国籍企業や金融危機など経済的グローバル化の徴候が現れるのが60年代ですが、私は同時にベトナム反戦運動やそれに連動した68年の世界的な学生運動に注目したい。フランスについてアメリカの植民地主義に対するベトナム人民の抵抗と勝利は、旧来の植民地主義の終焉とともに植民地主義の変容(第2の植民地主義)をもたらしたはず²⁾。

4

グローバル化は必然的に反グローバル化の運動を伴います。相反する動きを内包するグローバリゼーションは、したがって両義的です。同じことは多文化主義についても言えます。多文化主義は現在では多国籍企業のイデオロギーといった色彩を強めています。だが多文化主義は同時に、マイノリティの解放や国民国家を越えた新しい世界市民主義の論理にも結びついている。人権よりも民族=文化を優越させる理念としての多文化主義は、民族の独立と、民族の数だけの国民国家を要求し、ナショナリズムと民族紛争に結びつくことはありうるでしょう。しかし人々の現実の生活は、ますます多文化共存の傾向を強め、多文化主義が民族や文化概念をつき崩す可能性もありえます。私たちはそうした両義性のなかで自分のポジションを定めなければなりません。

私の今日の報告のタイトルは「多文化主義と新植民地主義」となっています。私の原稿では、実はこの新植民地主義の newly 鉤括弧 (< >) が付けられています。それを付した理由の一つは、先に述べた1960年のアジア・アフリカ16ヵ国による宣言にある「新植民地主義」との混同を防ぐためですが、もう一つは「新」とは言うものの「旧」とのあいだに切断があるわけではなく、連続性を強調するためには「新」を付したくないという気持ちがありました。しかし植民地の形態が根本的に変化していることは認めなければなりません。ここで植民地主義の定義を示せ、という声がかきこえてくるような気がします。これにもさまざまな定義がありえますが、

私はとりあえず、新旧両植民地主義に通じるものとして「先進列強による後発諸国の搾取の一形態」とのみ答えておきたいと思います。

新植民地主義の新しい形態の際立った特色の一つは、それがもはや植民地を必要としないということです（植民地なき植民地主義）。これはグローバル化の結果です。情報が一瞬にして世界の隅々にまで達し、労働力の移動が日常的となった現在、植民地は世界の到るところに、旧宗主国の内部においても形成される。新しい植民地の境界を示しているのはもはや、国境や領土ではなく、政治的経済的な構造の中での位置です。

そうした植民地の新しい形態の一つの典型はグローバルシティと呼ばれるものでしょう。合法非法を問わず70ヶ国をこえる国籍の労働者が働いていた、ニューヨークの世界貿易センタービルは、その意味で新しい植民地主義のシンボルでありえたかもしれません。私たちはかつて植民地が世界の面積の80%を占めていたことをすでに忘れかけていますが、地球上から植民地が消えたいま、地球上の全土が新しい植民地主義の対象になりうるという時代を迎えています。

そうした植民地主義の新しい形態においては、宗主国と被植民地国との区別も明確ではありません。それに代わって移民を送り出す地域と移民を迎え入れる地域という区別が有効であるかのしれません。だがそうした労働力移動の観点から眺めるとき、無数のネットワークで結ばれた世界のイメージが浮かび上がります。同じアジアにおいても、あるいは同じ旧植民地国のあいだでも搾取 - 被搾取の関係が複雑にからみあっています。もっともその中で個人間の、一国内の、あるいは世界の地域間の経済的な格差をますます拡大させるような構造が存在し、機能していることは否定できません。

多文化主義はこうした世界の再構造化の動きのなかで、その意味と役割を変えてゆかざるをえない。

私が最初に多文化主義は形成過程にあると言ったのは、そのような意味においてです。私はかつて、「多文化主義は21世紀への人権宣言」であるといった意味の文章を書いたことがありました（『多言語・多文化主義の現在』の序文）。だが、そこに込めたイロニーはあまり理解されなかったようです。私の言いたかったことは、人権宣言は最初は少数の特権者の解放を意味する欺瞞的なものであったが、はじめ人権から排除されていた下層の労働者や農民、女や子供、外国人、等々はこの「人権」を盾に人権概念を拡大することによって自らの開放を図ることができた。多文化主義もかりに最初は欺瞞的なものであっても、われわれはそれを21世紀の人間のあり方を定める基本的な原理に育てていくことができるのではないかと、といったようなことです。人権宣言は結局、植民地を解放できなかった。多文化主義はどうでしょうか。多文化主義はグローバル化のイデオロギーであり、多国籍企業のイデオロギーである、といった一面は否定できません。だが多文化主義はグローバル化時代の新しい価値観と人間関係のあり方に多くの示唆を与えています。多文化主義が植民地主義と背中合わせの思想であり現実であることを忘れてはならない。だが歴史の中で私たちが闘うとすれば、つねにそうした両義性の中においてであると思います。

注

- 1) 国際言語文化研究所の多文化主義にかんする出版物としては以下のものがある。西川長夫・宮島喬編『ヨーロッパ統合と文化・民族問題』人文書院, 1995年。西川長夫・渡辺公三・ガバン・マコーマック編『多文化主義・多言語主義の現在』人文書院, 1997。西川長夫・山口幸二・渡辺公三編『アジアの多文化社会と国民国家』人文書院, 1998。西川長夫・原毅彦編『ラテンアメリカからの問いかけ』人文書院, 2000。西川長夫・姜尚中・西成彦編『20世紀をいかにこえるか 多言語・多文化主義を手がかりにして』平凡社, 2003。西成彦・原毅彦編『複数の沖縄』人文書院, 2003。
- 2) この点にかんしては拙稿「グローバル化のなかで考える」(西川長夫・大空博・姫岡とし子・夏剛編『グローバル化を読み解く88のキーワード』の序, 平凡社, 2003所収), および『増補 国境の越え方』(平凡社, 2001年)の「補論」部分を参照いただきたい。